

平成 29 年 8 月 2 日 告示

平成 29 年 玄海町 告示 第 87 号

平成 29 年 玄海町 要綱 第 29 号

玄海町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき設置する玄海町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項の協議及び調整を行う。

- (1) 本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 本町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、町長及び玄海町教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、町長をもって充てる。
- 4 会議において、事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第 5 条 町長及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第7条 町長は会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成しこれを公表するものとする。ただし、前条ただし書の場合にあっては、公表しないことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務課において処理する。ただし、会議の開催及び大綱の策定に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。